

○滋賀県行政組織規則（昭和51年4月1日滋賀県規則第16号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、知事および会計管理者の権限に属する事務を処理するため、必要な組織を定めるとともに、事務の分掌を明確にし、もつて行政事務の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（機関の設置および分掌事務）

第2条 前条に規定する組織を構成する機関およびその分掌事務は、法令または条例に定めるものを除くほか、この規則により定めるものとする。

（機関の種別）

第3条 前条に規定する機関をわけて本庁、地方行政機関、その他の機関および附属機関とする。

第2章 本庁

（課、局、室および隊の設置等）

第4条 知事直轄組織として秘書課、広報課、企画調整課および防災危機管理局を置く。

2 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該右欄に掲げる課または局を置く。

総務部	総務課、人事課、財政課、税政課、自治振興課、統計課、検査課、事業課
県民文化生活部	県民生活課、男女共同参画課、県民活動課、県民文化課、人権施策推進課、情報政策課
琵琶湖環境部	環境政策課、水政課、琵琶湖再生課、循環社会推進課、下水道課、森林政策課、森林保全課、自然環境保全課
健康福祉部	健康福祉政策課、健康推進課、元気長寿福祉課、障害者自立支援課、医務薬務課、生活衛生課、医療保険課、子ども・青少年局
商工観光労働部	商工政策課、商業振興課、新産業振興課、観光振興課、国際課、労政能力開発課
農政水産部	農政課、農業経営課、畜産課、水産課、耕地課、農村振興課
土木交通部	監理課、交通政策課、道路課、河港課、河川開発課、砂防課、都市計画課、住宅課、建築課

3 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

省略

(分掌事務)

第6条 前2条に規定する課、局、室および隊の分掌事務は、次のとおりとする。

知事直轄組織

省略

総務部

省略

県民文化生活部

県民生活課、男女共同参画課、県民活動課、県民文化課、情報政策課は省略

人権施策推進課	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 課内の庶務に関する事。</li><li>(2) 人権施策の総合的な企画、立案および連絡調整に関する事。</li><li>(3) 人権施策推進本部に関する事。</li><li>(4) 人権施策推進審議会に関する事。</li><li>(5) 国連の人権教育の取組に関する事。</li><li>(6) 人権啓発の推進に関する事。</li><li>(7) 人権擁護活動の推進に関する事。</li><li>(8) 同和行政に関する総合的な企画、立案および連絡調整に関する事。</li><li>(9) 同和対策本部に関する事。</li><li>(10) 同和問題の県民啓発活動に関する事。</li><li>(11) 地域総合センターの運営助言に関する事。</li><li>(12) 地方改善事業に関する事。</li><li>(13) 滋賀県人権センターに関する事。</li></ul>
---------	--

琵琶湖環境部以下

省略

## 滋賀県行政組織規則第6条

労政能力開発課	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 課内の庶務に関する事。</li><li>(2) 労働福祉団体に関する事。</li><li>(3) 労働者福祉施設に関する事。</li><li>(4) 労働者への資金融資に関する事。</li><li>(5) 中小企業退職金共済制度に関する事。</li><li>(6) 高等技術専門校に関する事。</li><li>(7) 勤労青少年の福祉に関する事。</li><li>(8) 女性労働者の福祉に関する事。</li><li>(9) その他労働者の福祉に関する事。</li><li>(10) 労働教育に関する事。</li><li>(11) 労働組合の育成および指導に関する事。</li><li>(12) 労働調査に関する事。</li><li>(13) 労働協約に関する事。</li><li>(14) 労働争議の予防および解決の促進に関する事。</li><li>(15) 労働相談に関する事。</li><li>(16) 労働委員会に関する事。</li><li>(17) 職業能力開発に関する事。</li><li>(18) 職業能力開発審議会に関する事。</li><li>(19) 技能検定に関する事。</li><li>(20) 公共職業訓練に関する事。</li><li>(21) 事業内職業訓練に関する事。</li><li>(22) 技能士に関する事。</li><li>(23) 雇用支援施策の連絡調整に関する事。</li><li>(24) 労働市場の把握に関する事。</li><li>(25) 雇用の安定および促進に関する事。</li><li>(26) 就職の支援に関する事。</li><li>(27) 労働力の確保に関する事。</li></ol>
---------	--

## 滋賀県行政組織規則第6条

商工政策課	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 部内の連絡調整に関する事。</li><li>(2) 課内の庶務に関する事。</li><li>(3) 商工観光労働行政の総合企画および連絡調整に関する事。</li><li>(4) 産業振興新指針に関する事。</li><li>(5) 商工業に係る経済対策の企画および連絡調整に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。)</li><li>(6) 経済情報の収集および提供に係る部内調整に関する事。</li><li>(7) 産業および企業の経済動向に関する事。</li><li>(8) 中小企業振興審議会に関する事。</li><li>(9) 滋賀県産業支援プラザに関する事。</li><li>(10) 経済振興特別区域に関する施策の企画、立案および連絡調整に関する事。</li><li>(11) 滋賀県経済振興特別区域に関する条例の施行に関する事(県税に係るものを除く。)</li><li>(12) 経済振興特別区域認定審査・評価委員会に関する事。</li><li>(13) 企業内同和問題に関する事。</li><li>(14) 中小企業の金融に関する事(他の部課の所掌に属するものを除く。)</li><li>(15) 信用保証協会に関する事。</li><li>(16) 貸金業法に関する事。</li><li>(17) 地方自治法施行令に基づく新商品の認定に関する事。</li><li>(18) その他部内の他の課の所掌に属さない事項</li></ol>
-------	---

## 滋賀県行政組織規則第6条

住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 課内および建築課の庶務に関する事。</li> <li>(2) 宅地建物取引業に関する事。</li> <li>(3) 積立式住宅建物販売業に関する事。</li> <li>(4) 住宅施策の企画立案、連絡調整および普及啓発に関する事。</li> <li>(5) 住生活基本計画に関する事。</li> <li>(6) 市町住宅行政の連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 住宅供給公社に関する事。</li> <li>(8) 県営住宅の管理に関する事。</li> <li>(9) 個人住宅建設に係る融資および利子補給に関する事。</li> <li>(10) 住宅関係の統計および調査等情報の収集提供に関する事。</li> <li>(11) 公的住宅の普及促進に関する事。</li> <li>(12) 住宅の技術相談に関する事。</li> <li>(13) 県営住宅の建設、建替および住戸改善に関する事。</li> <li>(14) 県営住宅の修繕、維持および景観対策に関する事。</li> <li>(15) 街なみ環境整備事業に関する事。</li> <li>(16) 住宅市街地総合整備事業に関する事。</li> <li>(17) 住宅地区改良事業に関する事。</li> <li>(18) 小規模住宅地区等改良事業に関する事。</li> <li>(19) 住宅新築資金等貸付事業に関する事。</li> <li>(20) 都市再開発事業に関する事。</li> <li>(21) 住宅まちづくりに関する事。</li> <li>(22) 宅地防災に関する事。</li> <li>(23) 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する事。</li> <li>(24) 宅地造成等規制法の施行に関する事。</li> <li>(25) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事。</li> <li>(26) 開発審査会に関する事。</li> <li>(27) 住宅市街地基盤整備事業に関する事。</li> <li>(28) 優良田園住宅に関する事。</li> <li>(29) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に関する事。</li> <li>(30) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく届出(宅地建物取引業者によるもの限る。)に関する事。</li> </ul>
-----	--